

○愛知淑徳大学学資援助に係る特別給付奨学生2（留学生支援）施行細則

（趣旨）

第1条 この細則は、愛知淑徳大学学資援助規程（以下、「規程」という。）第9条の規定に基づき、規程第2条第1項第3号に規定する奨学生（以下、「奨学生2」という。）の施行について必要な事項を定める。

（給付対象）

第2条 愛知淑徳大学の学部の正規の課程に在籍する学生で、愛知淑徳大学留学生派遣規程第2条第1項第1号又は第3号による留学生試験に合格した学生を対象とする。

（給付額・給付回数）

第3条 奨学生2の給付額は次のとおりとする。

（渡航支援）

甲：15万円

乙・丙：5万円

（留学支援）

甲：30万円（半年間の場合は15万円）

乙：20万円（半年間の場合は10万円）

丙：10万円（半年間の場合は5万円）

2 給付回数は、在学中1回とする。

（採用人数）

第4条 奨学生2の採用人数は次のとおりとする。

（1）渡航支援 第2条による対象学生全員

（2）留学支援 第2条による対象学生のうち夏季・冬季派遣留学生・複數学位取得プログラム留学生の成績優秀者を予算内で決定する

（申請）

第5条 奨学生2の給付を希望する学生は、指定する期日までに次の各号に定める書類を学長に提出しなければならない。

（1）奨学生申請書（別記様式1）

（2）成績証明書

(審査・決定)

第6条 給付学生の選考は、国際交流委員会において行い、選考結果を学資援助委員会に報告しなければならない。学長は学資援助委員会の承認を経て、奨学生給付者の採否の決定を行う。

(通知)

第7条 学長は、奨学生希望者に対して、奨学生決定通知書(別記様式2)又は奨学生選考結果通知書(別記様式3)により、採否について通知するものとする。

(奨学生の交付手続き)

第8条 前条の奨学生決定通知を受けた者(以下、「奨学生」という。)は、指定された期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書(別記様式4)

(2) 奨学生振込口座届(別記様式5)

2 誓約書にて届け出た連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届(別記様式4-2)、氏名及び住所を変更する場合は、氏名・住所変更届(別記様式4-3)を速やかに提出しなければならない。

(奨学生の交付方法)

第9条 奨学生2は、届出のあった奨学生の預金口座への振込みによって交付するものとする。

(奨学生の停止及び取消し)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると委員会が認めたときは、奨学生の給付を取消すものとする。

(1) 学籍を失ったとき

(2) 学則による懲戒処分を受けたとき

(3) 提出書類への虚偽記載など、不正が判明したとき

(4) その他、奨学生として適当でないと認めたとき

(奨学生の返還)

第11条 奨学生は、前条の規定により、奨学生の給付が取消されたときは、奨学生借用証書(別記様式6)及び奨学生返還計画書(別記様式7)を、連帯保証人と連署のうえ、学長に提出し、速やかに奨学生を返還しなければならない。

2 奨学生の返還期限は、原則として取消しのあった月の翌月1日から起算して1ヶ月以内とする。

3 奨学生を返還すべき者が、支払能力があるにもかかわらず返還を著しく怠ったと

きは、返還未済額の全部又は一部について、期日を指定して返還させることができる。

（雑則）

第12条 この細則に定めるもののほか、奨学金2の給付に関して必要な事項は、委員会での審議のうえ、学生部長が定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。